

【令和5年度】

低所得者の子育て世帯の皆さまへ



# 西予市低所得者子ども加算支援給付金 (5万円/児童1人)のご案内 (申請手続き不要)

- 西予市低所得者支援給付金は、物価高騰の負担感が大きい低所得者子育て世帯（令和5年度 住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯）への負担軽減を図るため、臨時的な措置として支援する給付金です。注）世帯全員が住民税課税者の扶養になっている場合は対象外です。
- **1世帯あたり7万円（令和5年度物価高騰対応重点支援給付金）** または **1世帯あたり10万円（令和5年度低所得者支援給付金）** を支給した口座へ振り込みます。

## 給付対象

令和5年12月1日（基準日）に西予市に住民票がある世帯で、世帯全員の令和5年度の住民税が均等割非課税または均等割のみ課税である世帯

## 対象児童

基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれ）及び令和5年12月2日～令和6年3月31日までに生まれた新生児

## 給付金の支給額

児童1人あたり5万円

（世帯主に対象児童分を合算して支給します）

## 給付金の支給時期

令和6年3月11日（月）～

## 振込口座の変更や給付を辞退したい場合

**通知日から10日以内に福祉課へご連絡ください。（期限厳守）**

※口座変更を希望した場合は給付の時期が遅れますのでご了承ください。

## お問い合わせ

西予市福祉事務所福祉課  
「低所得者子ども加算支援給付金」窓口

☎ 0894-62-6428

受付時間 平日8:30～17:15

